

令和5年度 第10回天竜区協議会

次第

日時：令和6年1月25日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 答申事項

ア 市営芋堀団地の廃止について

イ 天竜衛生センターの廃止・解体について

ウ 浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について

(2) 協議事項

区協議会に関する要綱について

(3) 地域課題

中山間地域振興計画について 等

(4) その他

5 その他

次回開催予定

日時 令和6年2月21日（水）午後2時

会場 二俣ふれあいセンター 2階 ホール

6 閉 会

(案)

第 11 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

件 名	市営芋堀団地の廃止について
諮 問 内 容	<p>市営芋堀団地（1 団地 4 戸）の用途廃止について協議するもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 浜松市市営住宅条例の一部改正について 年度内に芋堀団地を削除する。2 団地用地について 建物解体後、地権者と協議後返還する。
答 申	<p>諮問の内容について審議した結果、以下の要望を付し、適切であると認めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の衰退を助長することのないよう、新たな公営住宅の建築、空き家の活用などの定住・移住対策や子育てのできる環境づくりなど、地域の発展に資する取り組みを検討すること。
備 考	

(案)

第 11 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

件 名	天竜衛生センターの廃止・解体について
諮 問 内 容	<ol style="list-style-type: none">1 令和 6 年 4 月以降、天竜衛生センター及び渡ヶ島緑地公園を閉鎖・廃止する。2 慰霊碑部分を含む構内通路及び天竜川沿いの構外通路は存続使用する。3 地歴調査、土壌汚染調査等を実施後、建物等解体し、更地とする。4 更地部分の一部に消防団施設を建設予定。
答 申	諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。
備 考	

(案)

第 11 号様式

諮問事項に対する答申書

天竜区協議会

件 名	浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例の廃止について
諮 問 内 容	1 令和 4 年度末基金残高のうち、県助成金である 1 億円を返還し、残額を天竜体育館大規模改修事業の財源として充当する。 2 令和 6 年 3 月 31 日をもって、浜松市ふるさと北遠振興基金に関する条例を廃止する。
答 申	諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。
備 考	

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	区協議会に関する要綱について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>行政区再編に伴い「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例」及び「同条例施行規則」が改正された。</p> <p>これに伴い、当該条例・規則に基づき定められている天竜区協議会に関連する要綱・要領について一部改正を行うもの。</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>天竜区協議会に関連する下記要綱・要領について改正条例・規則の内容、趣旨に合わせて一部改正を行う。</p> <p>【該当要綱・要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天竜区協議会会議運営要綱 ・天竜区協議会の会議の公開等に関する要綱 ・天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱 ・天竜区協議会公募委員選考要領 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	天竜区区振興課	担当者	瀧澤 文	電話	053-922-0013

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

天竜区協議会会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条第5条の規定に基づき、天竜区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、原則として委員による指名推薦とする。ただし、協議によりその他の方法を定めることができる。

（会長等の辞任及び委員の補充）

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

2 委員は、辞任しようとするときは、会長を経て市長に辞表を提出しなければならない。この場合において、会長又は副会長の職にある者が辞任しようとするときは、前項の承認をあらかじめ得なければならない。

3 委員に欠員が生じた場合には、欠員となった委員が属する地域協議会から委員を補充するものとする。

（会長等の責務）

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（協議会の会議の招集等）

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ日時、会場及び議事を各委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（会議の議事）

第7条 会長は、会議の議事について決定する。

2 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

（協議会の庶務）

第8条 協議会の庶務は、天竜区役所区振興課において処理する。

（細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

天竜区協議会の会議の公開等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条第5条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、天竜区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

（会議開催情報の公開）

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の1週間前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合はこの限りではない。

（傍聴人の定員）

第3条 会議を傍聴できる者の数は5人程度とし、天竜区協議会（以下「協議会」という。）の庶務を行う課の課長が、会議の開催の都度定める。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ天竜区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

2 天竜区協議会会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。

3 天竜区協議会会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

（傍聴席以外の席への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長
の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるよう
な行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わない
ときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合には、第4条、第5条及
び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録
を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 ~~会議の要点記録とする場合には~~会議録には、発言者の氏名又は職名を記載しなければ
ならない。

4 協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成する
ことができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人
等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の会場及び日時

- (3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び事務局職員の氏名
- (4) 審議案件等の概略及び審議結果
- (5) 発言内容
- (6) 会議資料の名称及び内容
- (7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
- (8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
- (9) 会議録の作成者の職氏名
- (10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項**第5条及び第7条**の署名を行った後、速やかに担当課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

期日 _____

受付番号 _____

傍聴券

天竜区協議会

浜松市天竜区協議会の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
- 2 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により天竜区協議会の会長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に天竜区協議会の会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。

様式第 2 号

期日 _____

受付番号 _____

傍 聴 申 込 書

附属機関名： 天竜区協議会 _____

傍聴者氏名： _____

傍聴者住所： _____

天竜区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第3条の2第3項の規定に基づき、天竜区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、天竜区協議会委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき、委員を選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和5年3月31日~~令和5年3月31日~~令和8年3月31日までとする。

4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項第2条の2第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第5条 推薦会の庶務は、天竜区役所区振興課において処理する。

（細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

天竜区協議会公募委員選考要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第2条第2項に定める公募による委員第3条の2第1項第2号に定める推薦者の案の策定における公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について、必要な事項を定める。

（公募委員の定数）

第2条 公募委員の定数は、2人とする。ただし、公募により選考した委員数が定数に満たないときは、当該選考した委員数をその公募における委員の定数とする。

（公募の方法等）

第3条 公募は、「広報はままつ」及び「浜松市ホームページの天竜区のページ」に掲載する等により行う。

2 応募する者は、規定の申込書及び小論文を提出することにより、応募を行う。

（選考の基準）

第4条 公募委員の選考は、小論文をその内容によって点数付けし、採点した委員の合計点を応募者の得点とし、その多い者から選考する。（ただし、平均得点が14点以下の者は選考しない。）

2 推薦会の会長が必要と認めるときは、応募者の面接審査を行い、面接審査の審査結果を小論文の得点に合算し、選考することができる。

（選考結果に関する情報の開示）

第5条 選考された者について、その氏名及び得点を開示することができる。また、選考されなかった者について、本人に対し、得点を開示することができる。

附 則

この要領は、平成23年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月25日から施行する。